



一般社団法人 日本LD学会

会 報 第 91 号

Japan Academy of Learning Disabilities

【事務局】 〒108-0074 東京都港区高輪 3-24-18 高輪エンパイビル 8F
TEL:03-6721-6840 URL:<http://www.jald.or.jp>

主な記事

<特集>

- ・一般財団法人日本LD学会の基本方針について
- ・DSM-5における発達障害
- ・インクルーシブ教育システム構築に向けて

<連続講座>

- ・教員の専門性の向上に向けた研修体制の構築
- ・ユニバーサルデザインと特別支援教育

<お知らせ>

- ・第24回大会・公開シンポジウムについて



発達障害についてのさらなる理解へ

筑波大学

熊谷 恵子

昨年から今年にかけて、障害者権利条約の批准という大きな動きがありました。インクルーシブ教育が加速し、そのための合理的配慮について、通常の教育の中でどのようにするのかいよいよ詳細な検討が必要な時期です。

しかし、そんな中で、「発達障害の人は運転できるんですか?」、「勉強ができないのは能力的に無理なのではないでしょうか?」、「うちは進学校なので発達障害の生徒はいません」など、発達障害について無理解な質問や会話がまだまだ行われています。

教育の現場では、学習障害(症)、注意欠如多動障害(症)、高機能の自閉スペクトラム障害(症)等を指す発達障害という言葉が、広まってはきていますが、まだ学校現場では一人ひとりの教員によって知識や理解の程度に幅がある上に、さらに世間一般では、発達障害という言葉やその内容が広がっていないことを痛感する出来事を今でも経験します。このために、子供たちが適切な対応を

受けられずに、不登校、いじめ、非行などの二次的な問題を背負うことがまだまだあります。

そもそも発達障害とは、特別支援教育という範疇の問題ではなく、むしろ通常の教育の問題であることを再認識しなければなりません。これに関する知識や指導法は、一般の教員の専門性とならなければならないと思うのです。新聞の中で、「特別支援教育、足りぬ先生：自閉症・情緒障害で通学、急増：指導法知らず困惑」という見出しが躍っていました。発達障害のある子供たちへの指導法の専門性は、特別な教員の専門性という時代は終わったと思います。免許法自体の見直しをして、すべての教員が少なくとも発達障害の理解については共有しなければならないのです。

世の中での無理解はまだ存在しています。私たちの学会は、さらに多くの人に知識やノウハウを提供する使命を負っています。私も一学会員として、皆さんとともに頑張りたいと思います。